

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から**2～4週間後**が目安です。
(状況により、これより時間がかかることがあります。)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書を送付します。
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年1月31日(火)
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【上田市での申請書入手方法】

- ① 市役所2階福祉課窓口でお申し出
- ② 上田市ホームページから

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年度住民税の申告がお済みの場合

- 対象と思われる世帯には、上田市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（一部申請が必要な場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。）
- 印字内容を確認して、上田市に**返信してください**。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか



世帯の中に、令和4年度住民税の申告がお済みでない方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に上田市に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×1.2倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（上田市の場合）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：96.5万円以下、母・子（1人）の場合：146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに上田市に、直接または郵送でご提出ください。



! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
(この給付金のお問い合わせも受け付けます。)



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

上田市福祉課

0268-75-1365 (直通)

受付時間 平日8:30~17:15
(12/29~1/3を除く)



(市ホームページ)